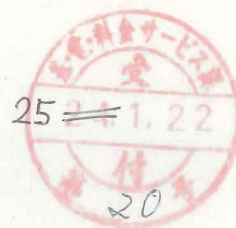


接続約款変更認可申請書



西設相制第 94号
平成25年1月22日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成25年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			
料金表			
第1表 接続料金			
第1 網使用料			
2 料金額			
2 - 1 ~ 2 - 6の2 (略)			
2 - 6の3 イーサネットフレーム伝送機能			
2 - 6の3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額			
1中継局イーサネットスイッチごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	<u>371,250円</u>	—
2 - 6の3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額			
都道府県の区域ごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>129,618円</u>
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>175,489円</u>
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>209,464円</u>
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>237,252円</u>
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>261,710円</u>
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>283,313円</u>
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>303,013円</u>
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>321,284円</u>
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>338,129円</u>
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>354,022円</u>
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>480,116円</u>
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>573,853円</u>
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>651,412円</u>
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>718,502円</u>
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>778,930円</u>
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>834,124円</u>
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>885,036円</u>		
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>932,616円</u>		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>977,342円</u>		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,333,712円</u>		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,602,052円</u>		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,827,091円</u>		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>2,024,531円</u>		

新			
料金表			
第1表 接続料金			
第1 網使用料			
2 料金額			
2 - 1 ~ 2 - 6の2 (略)			
2 - 6の3 イーサネットフレーム伝送機能			
2 - 6の3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額			
1中継局イーサネットスイッチごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	<u>341,667円</u>	—
2 - 6の3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額			
都道府県の区域ごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>137,467円</u>
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>183,350円</u>
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>216,453円</u>
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>244,231円</u>
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>267,750円</u>
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>288,606円</u>
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>307,333円</u>
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>324,994円</u>
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>341,058円</u>
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>356,590円</u>
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>475,166円</u>
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>561,794円</u>
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>633,512円</u>
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>694,581円</u>
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>749,793円</u>
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>799,148円</u>
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>845,308円</u>		
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>887,740円</u>		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>927,511円</u>		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,240,551円</u>		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,472,124円</u>		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,663,228円</u>		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,828,775円</u>		

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,462 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,366,593 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,518,828 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,662,022 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,798,079 円

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,977,282 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,112,477 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,237,023 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,354,114 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,463,751 円

2 - 6の3 - 3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,799 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,824 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,137 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,200 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,743 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,555 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	502,213 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,505 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	560,432 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,783 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	795,878 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	951,357 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,027 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,191,350 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,634 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,245 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,467,760 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,546,755 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,621,019 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,213,058 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,659,227 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,033,643 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,362,327 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,658,683 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,932,172 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,185,949 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,424,745 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,651,714 円		

2 - 6の3 - 3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,880 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	313,406 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,116 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	417,736 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,083 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,885 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	526,051 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,399 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,020 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,732 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	815,128 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	964,982 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,089,382 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,195,603 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,824 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,378,046 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,813 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,533,218 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,603,077 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,157,133 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,572,107 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,917,996 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,220,251 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,493,416 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,743,856 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,976,116 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,195,649 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,402,456 円		

2 - 7 - 2 - 12 (略)

2 - 7 - 2 - 12 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 8 欄のうち一般収容局 ルータで接続し、I P 通信網 (専 ら I P 電話の提供の用に供するも のを除きます。) を利用した交換 及び伝送を行う機能 (S I P サー バと連携して提供するセッション 制御の機能を除き、L A N インタ フェースにより 1 Gbit/s の符号 伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ル ータにおける 1 I P 通信網 収容装置ごと に月額	1,926,143円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の 用に供するものを除きます。) を 利用した交換及び伝送を行う機能 (L A N インタフェースにより 10 Gbit/s の符号伝送が可能なもの に限ります。)	1 ポートごと に月額	4,708,333円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機 接続ルーティ ング伝送機能	I G S を経由して、I P 通信網を 利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.1068円	_____
		1 秒ごとに	0.021174円	_____

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 8 欄のうち一般収容局 ルータで接続し、I P 通信網 (専 ら I P 電話の提供の用に供するも のを除きます。) を利用した交換 及び伝送を行う機能 (S I P サー バと連携して提供するセッション 制御の機能を除き、L A N インタ フェースにより 1 Gbit/s の符号 伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ル ータにおける 1 I P 通信網 収容装置ごと に月額	1,524,156円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の 用に供するものを除きます。) を 利用した交換及び伝送を行う機能 (L A N インタフェースにより 10 Gbit/s の符号伝送が可能なもの に限ります。)	1 ポートごと に月額	4,583,333円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	I G S を経由して、I P 通信網を 利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.1467円	_____
		1 秒ごとに	0.017240円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。